



## NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

### 入管体制の抜本改革を求める要請文

内閣総理大臣 岸田文雄 様

去る2月24日に勃発したロシア軍によるウクライナ侵攻によって、現在までに400万をはるかに超える人々が戦火を逃れ、他国に避難してきました。岸田総理は、侵攻から1週間後の3月2日に、ウクライナからの避難民の受け入れを決定されました。すでに日本に在留するウクライナ人がたの家族が中心で、4月30日時点でウクライナから来日した戦争避難民は820人に至っていると聞きます。このような政府の人的対応は高く評価されます。

EUにおいては、加盟国が遵守すべき「EU指令」があり、その中で、「補完的保護」という条項が定められています。それ以前に、難民条約に定められた難民受け入れの5つの理由に照らしながら、ウクライナから「戦争避難民」の受け入れが十分可能とされていますが、さらにEU指令における「補完的保護」規定によって、出身国に戻ることに伴う「重大な危害」を被ることの「現実の危険」のある者は、難民条約に基づく難民に該当しなくとも、保護の対象者となるというものです。

日本においても、現行の入管及び難民認定法の制度の下でも、戦争避難民を、人道的配慮で在留特別許可に導くことが制度的に可能であると考えられます。しかし、これまでこの仕組みによって在留が認められたケースはこの日本においてあまりにも少なかったという現実が問題であります。

現在日本においては、このウクライナからの戦争避難民問題を契機として、今秋の臨時国会において新たな入管法の改定案の提出が考えられており、その中で、日本型の「補完的保護」制度の新設がもくろまれていると聞きます。法律の専門家たちは、現行法下の人道的配慮をもって在留特別許可により十分に救済の道が取れるのに、この度の新制度によってかえって今まで以上に認定基準が制限されるという問題が指摘されています。

何よりも、ウィシユマ・サンダマリさんの悲惨な死によって露呈されることとなった日本の入管体制における全件収容主義と長期収容の非人道的問題の抜本的改革こそが急がれます。併せて、難民認定制度を、何よりも入管体制と切り離した独立的に位置づける制度改革が求められます。

どうか、日本の在日外国人政策が国際社会において批判され、恥じることのないものとなりますように、岸田総理におかれましては関係省庁と共に改革に取り組んでくださいますように、ここに強く要請いたします。

2022年5月19日

日本キリスト教協議会  
総幹事 金性済